

豊中市介護保険施設等事業者候補選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 豊中市が、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設等について、公募による公正公平な事業者候補を選定する機関として、介護保険事業運営委員会規則（平成12年豊中市規則第62号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき豊中市介護保険施設等事業者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者候補の募集要領に関する事。
- (2) 事業者候補の選定に係る審査項目及び審査基準に関する事。
- (3) 事業者候補の審査及び選定に関する事。
- (4) 選定した事業者候補の候補取消し等に関する事。
- (5) 審議結果の公開に関する事。
- (6) その他事業者候補の選定に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 規則第7条第2項及び第3項の規定に基づき委員会は組織される。

- 2 委員長は、委員会に属する委員のうちから副委員長を指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がその職務につけない場合には委員長の職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、過半数の出席がなければ開催することはできない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(会議の公開等)

第5条 委員会の会議は、豊中市情報公開条例（平成13年豊中市条例第28号）第23条ただし書及び同条第1号の規定に基づき、これを非公開とする。

- 2 委員会は、審議の議事録を作成する。
- 3 委員会における選定結果等については、事業者候補を確定した後に公表する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部長寿社会政策課において行う。

(合同開催)

第7条 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備する介護保険施設等を他部署と共同して整備する場合は、当該他部署が事業者選定のために設置する選定委員会や選定部会等(以下「選定委員会等」という。)と合同で会議を開くことができる。

2 前項の場合は、第4条の規定に関わらず、委員会の招集及び議長を行う者は委員長及び選定委員会等の長が協議して決するものとし、委員会の庶務は、前条の規定に関わらず、福祉部長寿社会政策課及び当該他部署が合同で行うものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年(2012年)7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年(2013年)6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。